

令和5年7月7日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
内閣官房長官

様

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議員 五日市 王

### 漁業生産力の発展に向けた支援の充実・強化を求める意見書

漁業生産力の発展に向けて、漁業を取り巻く自然環境の変化を踏まえ、漁業者の経営の安定化に資する支援の充実・強化を図るよう強く要望する。

#### 理由

岩手県の漁業は、全国有数の生産量を誇り、関連する水産加工・流通業とともに沿岸地域の基幹産業として、これまで国民に安全・安心で良質な水産物を提供するなど、我が国の食料システムを支える重要な役割を果たしており、その持続的な発展は、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展に資するものである。

一方で、近年の海洋環境の変化に伴い、本県の主要魚種であるサケ、サンマ、スルメイカの水揚げ量は大きく減少し、極端な不漁に見舞われているほか、コンブ等大型海藻類などの藻場の減少が深刻である。

令和3年6月に水産庁が公表した不漁問題に関する検討会とりまとめでは、我が国の水産業が直面している問題を過去経験したことがない変化と指摘し、国、都道府県、漁業者、研究者等関係者が力を合わせて対策に当たることを求めている。

よって、国においては、漁業生産力の発展に向けて、漁業を取り巻く自然環境の変化を踏まえ、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 サケの資源回復のため、不漁原因の解明や海洋環境の変化等に適応する稚魚生産技術の高度化など、国の調査研究の充実を図ること。

また、厳しい状況が続いているサケふ化放流事業が持続可能となるよう、強力な支援を行うこと。

2 サンマ、スルメイカ等の資源回復のため、調査研究や資源管理の充実を図ること。

3 海洋環境の変化等により、本県沿岸にクロマグロの来遊が増加していることから、漁獲可能量の配分方法の速やかな見直しと本県の漁獲可能量への反映を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。